

広島県告示第八十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾釣士田港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年三月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和六年一月二十五日

釣士田港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾釣士田港放置等禁止区域

1 重生西地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「江ノ浦」（北緯三四度〇七分〇九秒二二五五、東経一三二度二八分一〇秒六九九二、標高九五・九八メートル）

基点一 基準点から二四四度一〇分四〇秒の方向一、三二六・〇五メートルの点

基点二 基点一から三四度三六分四五秒の方向二二八・三〇メートルの点

基点三 基点二から一一八度〇九分二三秒の方向九三・一九メートルの点

2 重生五〇〇九地先地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「江ノ浦」（北緯三四度〇七分〇九秒二二五五、東経一三二度二八分一〇秒六九九二、標高九五・九八メートル）

基点一 基準点から二四六度〇〇分五一秒の方向一、〇六二・四一メートルの点

基点二 基点一から五二度〇一分〇八秒の方向六五・七四メートルの点

基点三 基点二から八六度〇三分四二秒の方向二二六・六〇メートルの点

基点四 基点三から一七八度五四分一四秒の方向一〇八・〇一メートルの点

3 重極地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「江ノ浦」(北緯三四度〇七分〇九秒二二五五、東経一三二度二八分一〇秒六九九二、標高九五・九八メートル)

基点一 基準点から一九度二四分〇一秒の方向二四六・四三メートルの点

基点二 基点一から六〇度二〇分四三秒の方向二五四・三六メートルの点

4 鳴滝地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「江ノ浦」(北緯三四度〇七分〇九秒二二五五、東経一三二度二八分一〇秒六九九二、標高九五・九八メートル)

基点一 基準点から四四度四五分二五秒の方向八六五・六八メートルの点

基点二 基点一から六八度三一分〇六秒の方向四〇二・六〇メートルの点

5 灘コミュニティホーム地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「宇和木」(北緯三四度〇七分四八秒〇二七五、東経一三二度二九分四六秒二九一一、標高一二〇・九五メートル)

基点一 基準点から二五四度三五分五五秒の方向一、一九〇・五五メートルの点

基点二 基点一から一九度四一分四八秒の方向二六・〇六メートルの点

基点三 基点二から七一度五〇分五七秒の方向二四四・七〇メートルの点

6 明神社前一地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線、基点三から基点四を水際線で結んだ線、基点四から基点五を結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「宇和木」(北緯三四度〇七分四八秒〇二七五、東経一三二度二九分四六秒二九一一、標高一二〇・九五メートル)

基点一 基準点から三〇度四二分〇四秒の方向四七一・五四メートルの点

基点二 基点一から一九五度〇五分一〇秒の方向四〇・二四メートルの点

基点三 基点二から二〇三度二三分三七秒の方向三一・二〇メートルの点

基点四 基準点から四〇度一八分四二秒の方向三九〇・八六メートルの点

基点五 基点四から七二度四七分〇七秒の方向一七・二二メートルの点

7 明神社前二地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「宇和木」(北緯三四度〇七分四八秒〇二七五、東経一三二度二九分四六秒二九一一、標高二二〇・九五メートル)

基点一 基準点から三五度一七分三〇秒の方向五七八・四五メートルの点

基点二 基点一から八一度二六分四〇秒の方向五〇・二八メートルの点

基点三 基点二から一〇六度四二分三五秒の方向一一九・〇五メートルの点

基点四 基点三から一八三度〇九分四八秒の方向一一六・六五メートルの点

8 釣士田南地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「釣士田」(北緯三四度〇八分二三秒一四六六、東経一三二度三〇分五七秒六三九四、標高二四五・〇九メートル)

基点一 基準点から二五三度四七分四八秒の方向九四五・六五メートルの点

基点二 基点一から三三三度一九分四三秒の方向二三・九〇メートルの点

基点三 基点二から三一三度五六分一五秒の方向三三・七五メートルの点

基点四 基点三から七四度五二分四二秒の方向一二三・一七メートルの点

二 地方港湾釣士田港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物